

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 1-5 リージェントビル 6F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 7 月号 (Vol. 107)

<平成 23 年度税制改正のゆくえ>

昨年の 12 月に公表された平成 23 年度の税制改正大綱ですが、例年であれば今年の 3 月には国会で成立していたはずでした。ところが今年は震災の影響などで大幅にずれこみ、6 月 22 日ようやく法案の一部が成立しました（全部ではありません）。今回の税制改正大綱の目玉であった法人税率の引下げや相続税の基礎控除額引下げなどは結局見送られることになり、例年、税制改正大綱の内容がほぼそのまま国会を通過することを考えると、今年の税制改正は異例の事態といえる結果となりました。

このニュースレターでも今年 1 月に税制改正大綱の主な内容を下記のとおりお伝えしましたが、ほとんどの項目が見送られることになりました。

【所得税】

- 給与所得控除の上限設定 → 見送り
- 退職所得優遇課税の見直し → 見送り

【法人税】

- 法人税の税率引下げ → 見送り
- 雇用促進税制の新設 → **成立**

内容：従業員が前期末より 10%以上かつ 5 人以上（中小企業は 2 人以上）増加した場合、その増加した従業員数に 20 万円を乗じた金額が税額控除になります。ただし、法人税額の 10%が上限です（中小企業は 20%）。公共職業安定所に「雇用促進計画」を提出する必要があります。所得税についても同様の制度があります。

例： 前期末 10 人 → 当期末 12 人 $2 \text{人} \times 20 \text{万円} = 40 \text{万円}$ の法人税控除
(法人税 400 万円以上の場合)

〈適用時期 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで〉

【相続税】

- 相続税の基礎控除の変更 → 見送り
- 相続税率の引上げ → 見送り
- 相続時精算課税制度の適用要件の見直し → 見送り

【その他】

- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 → **平成 24 年 3 月 31 日まで延長**
- 中小企業等基盤強化税制 → **平成 24 年 3 月 31 日まで延長**
- 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）
→ **平成 25 年 12 月 31 日まで延長**

犬の散歩をしていると道端にお花が植えられているところがあり、目の保養

になります。わが家の犬も花が好きらしく、特に「ひまわり」が好きなようです。いつもひまわりの前で立ち止まってはくんくんにおいをかいでいるのですが、あまりにもかかいているため、今にもパクツツになってしまうのではないかとヒヤヒヤ。ほんとにひまわりが好きなのね。と微笑ましく思っていました。考えてみたら、ひまわりの種って食べられますものね。やはり犬には

